

総務委員長報告

令和7年2月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例」など条例案11件、「包括外部監査契約の締結について」など一般事件案2件、「令和7年度島根県一般会計予算」など予算案9件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第3号議案「令和7年度島根県一般会計予算」のうち、政策企画局所管分についてであります。「女性活躍の推進事業」について、委員から、女性が活躍しやすい環境づくりは大切であり、施策を積極的に進めていく必要があるが、一方で中小企業においては、就業規則や労務管理が整っていない企業も多く、新しい制度を導入することが難しい現状がある。商工労働部などと連携し、企業の実情を良く理解し、適切な支援を行えるようにしてほしいとの意見がありました。これに対し執行部からは、経営者や管理職の意識改革のためのイクボスセミナーの開催や、一般事業主行動計画の策定支援事業におけるアドバイザー派遣などを行い、企業の取組の基礎となる部分の支援を行うなど、引き続き関係部局とも連携を図りながら、適切な支援を進めていきたいとの回答がありました。

次に、総務部所管の「私立学校就学支援事業」について、委員から、私立高校の授業料が無償化となった場合の助成額の見込みや、公立高校の入学者減少の懸念など、今後の私立・公立高校のあり方についての質問があり、執行部からは、授業料無償化の影響による助成額は令和7年度当初予算ベースで約7,600万円増加すると見込んでいる。また、無償化による県内への影響はまだ不明だが、私立高校と公立高校の入学定員について毎年協議をする場を設けており、しっかりと状況を把握し検討していきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会所管の「不登校対策推進事業」について、委員から、市町村が設置する教育支援センターへの支援の拡充内容について質問があり、執行部からは、現在10市町に設置されているが、設置されていない9つの町村では、独自の取組とし

てアウトリーチ支援や公的施設を活用した活動を行っている。これらの独自の取組に対して支援を行うことで、教育支援センターの設置がない地域でも子どもたちへの支援を強化していく考えであるとの回答がありました。

また、別の委員から、不登校増加などの社会現象がなぜ起こるのか、その根本的な原因を究明し、島根県が目指す教育の理想像を明確にする必要があるとの意見がありました。これに対し執行部からは、少子化や共働き世帯の増加などにより昔と比べて子どもたちが様々な年齢層の人と触れ合う機会が減り、社会的な常識や共通項を学ぶ機会が減っていると感じている。幼児教育の段階から、学校と幼児教育施設が連携し、子どもたちに必要な力を育むとともに、家庭教育支援を通して、親も子育てに関する情報や経験を共有できるような体制づくりに取り組んでいる。島根県の強みである、人と人との繋がりによる教育を、関係者とともに進めていきたいとの回答がありました。

次に、警察本部所管の「安全安心サポート事業」について、委員から、特殊詐欺の被害が相当数出ているため、予算をしっかりと投入し、様々な予防策や取り締まりに対応してもらいたいとの意見があり、執行部からは、特殊詐欺は深刻な治安上の課題であり、対策強化のため、令和7年度当初予算において前年度比で増額しているところである。引き続き効果的な対策を検討しながら、しっかりと対応していきたいとの回答がありました。

次に請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第20号は、選択的夫婦別姓制度の導入に向けた民法等の法令改正について、国会審議を進めるよう国に意見書提出を求めるものがあります。委員から、1996年の民法改正で期待された夫婦別姓制度は実現せず、多くの方が事実婚を選択している。仕事での通称名使用は可能だが、クレジットカードや海外渡航など、実生活で戸籍上の氏名との食い違いが生じ、不便が生じている。個人の選択を尊重し、多様なライフスタイルに対応できるよう、夫婦別姓制度の導入を求めていきたいと考えるため、この請願を採択すべきとの意見がありました。

また、別の委員からは、選択的夫婦別姓制度導入については、賛否両論があることも事実であり、様々なアンケート結果からも多様な意見が出ており、国民全体にとって本当に良い制度なのか、十分な議論が必要だと考えている。慎重に議論を進めるべきであり、国会の状況を注視していく必要があるとの理由から、継続審査とすべきとの意見がありました。挙手採決の結果、賛成多数により「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

また、同じく新規の請願第21号は、島根県議会において平成25年6月26日付で決議された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」とこれを基

にして政府に出された意見書の撤回もしくは無効とする決議を求めるものであります。この慰安婦をめぐる一連の問題については、令和5年9月定例会において、政府の方で改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えるとの理由から、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

なお、継続審査中の請願については、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

教育委員会所管事項について、委員から、このたび「島根県教育大綱（案）」をはじめ多くの計画やビジョンが示されたが、これらの計画を現場でどのように実践していくのか。教員は、個々の学校で目標を共有し目指すべき生徒像について話し合う時間が必要だと考えるが、現状ではそのような時間確保が難しいのではないかと。教員が計画を理解し、実践できるよう、教育委員会と一緒に取り組んでいく必要があるとの意見がありました。これに対し執行部からは、これらの計画やビジョンを学校現場に浸透させるためには、管理職がビジョンを理解し、それぞれの学校の状況に合わせて重点課題を明確化し、校内や地域に情報を発信していく責任を持つことが必要だと考えている。まずは管理職にしっかりと計画の主旨や考え方について説明し、学校現場に浸透していくよう取り組んでいくとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。